

令和2年7月10日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第二課長 渡 邇 達之輔

新任民事調停委員研修会等の開催について（事務連絡）

新任民事調停委員研修会、新任民事調停委員ケース研究会、民事調停委員研究会、民事調停委員ケース研究会、新任司法委員研修会、司法委員研究会及び簡易裁判所民事実務研究会（以下、これらを総称して「研修会等」という。）の開催に関して、本日付で民事局長から地方裁判所長宛てに連絡がされました。検討するに当たっては、別紙記載の事項を参考してください。

(別紙)

1 今年度の研修会等の開催の可否については、各地域における新型コロナウイルス感染症の感染者数の状況や有効な感染防止策を講じることが可能か否か等の諸事情を十分に考慮し、出席する民事調停委員等の理解が得られるかについても配慮した上で判断する。

なお、新任民事調停委員研修会及び新任司法委員研修会については、導入研修の位置付けにあることから、服務規律や事件処理に必要な最低限の知識付与はできるよう、開催方法を工夫して可能な限り開催し、開催が難しい場合にも後記2(2)記載のように資料を送付するなど代替措置を講じる。

2 研修会等を開催する場合には、厚生労働省のホームページで紹介されている「「新しい生活様式」の実践例」を参考にして感染防止策を講じる。

その他、研修会等実施に当たっての工夫例として、以下のものが考えられる。

(1) 研修会等を集合型で実施する場合

ア 実施時における参加人数を限定する、又は、少人数のグループに分けて開催する。

イ 開催を複数回に分ける。

ウ 開催時間を短縮するため、出席予定者に事前に資料等を送付しておく。

エ 支部所属の対象者については、テレビ会議システムを利用して出席させる。

オ 研修会等の様子を録画しておき、欠席した対象者に後日視聴させる。

(2) 研修会等を書面で実施する場合

対象者に資料等を送付したり、レポートの提出を求めその結果を集約して還元するなど、集合しない方法で実施する。